三　令和十三年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

17　運行補助機能を有するかじ取装置を備える自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第八百九十七号）による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項中「協定規則第79号」とあるのは「協定規則第171号補足改訂版」と、「協定規則第79号第４改訂版補足第６改訂版」とあるのは「協定規則第171号」とそれぞれ読み替えるものとする。

一　令和十一年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十一年九月一日から令和十三年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十三年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（施錠装置等）

第八条　（略）

2～7　（略）

8　次に掲げる自動車については、細目告示第十四条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第十四条第一項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年一月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

9　次に掲げる自動車については、細目告示第十四条第二項、第九十二条第三項及び第百七十条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第十四条第二項、第九十二条第三項及び第百七十条第三項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

（新設）

（新設）

（施錠装置等）

第八条　（略）

2～7　（略）

8　次に掲げる自動車については、細目告示第十四条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第十四条第一項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年一月一日から令和八年四月三十日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年四月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

9　次に掲げる自動車については、細目告示第十四条第二項、第九十二条第三項及び第百七十条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第十四条第二項、第九十二条第三項及び第百七十条第三項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）